

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>鈴鹿市地域公共交通会議規約</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 鈴鹿市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）<u>及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき</u>、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。<u>ただし、第4号に掲げる事業のうち「運賃、料金等の協議に関する事業」は、第12条に規定する分科会で行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び変更の協議に関する事業</u></p> <p>(2) 交通計画の実施の協議に関する<u>事業</u></p> | <p><u>鈴鹿市地域公共交通会議規程</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 鈴鹿市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）<u>第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく会議として</u>、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>交通計画</u>の作成及び変更の協議に<u>関すること。</u></p> <p>(2) 交通計画の実施の協議に関する<u>こと。</u></p> |

(3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事業

(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関する事業

(5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関する事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(委員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 略

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者若しくはその指名する者

(3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者若しくはその指名する者

(4) 鉄道事業者又はその組織する団体の代表者若しくはその指名する者

(5)～(8) 略

(9) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。

(5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。

(6) その他交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 略

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者

(3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者

(4) 鉄道事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者

(5)～(8) 略

(9) その他交通会議が必要と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員の任期満了に伴う改選が行われた場合は、次の副会長及び監査委員が選任されるまでの間、従前の副会長及び監査委員がその職務を執行する。

(会議)

## 第8条 略

### 2 略

3 委員は、都合により会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

### 4・5 略

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、会議に出席を依頼させ、又は意見、助言等を求めることができる。

### 7 略

(書面開催)

第9条 会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決とすることができる。

### 2・3 略

4 第1項の規定により交通会議の議決としたときは、会長は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(幹事会)

第11条 会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じて交通会議に幹事会を置くことができる。

3 委員の任期満了に伴う改正が行われた場合は、次の副会長及び監査委員が選任されるまでの間、従前の副会長及び監査委員がその職務を執行する。

(会議)

## 第8条 略

### 2 略

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

### 4・5 略

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、会議への出席を依頼し、又は助言等を求めることができる。

### 7 略

(書面開催)

第9条 会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

### 2・3 略

4 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(幹事会)

第11条 会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 略

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて交通会議に分科会を置くことができる。

2 略

(事務局)

第13条 交通会議の事務を処理するため、鈴鹿市都市整備部都市計画課内に事務局を置く。

2 事務局長は都市計画課長をもって充て、事務局員は同課の職員をもって充てる。

3 略

(予算)

第15条 会長は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の議決を得なければならない。

(決算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、監査委員の監査に付さなければならない。

2 会長は、第6条3項の規定による監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について交通会議の承認を得なければならない。

(報酬及び費用弁償)

第18条 委員は、会議に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、この限りで

2 略

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて交通会議に分科会を置くことができる。

2 略

(事務局)

第13条 交通会議の事務を処理するため、鈴鹿市都市計画課内に事務局を置く。

2 事務局長は、鈴鹿市都市計画課長をもって充て、事務局員は、同課の職員をもって充てる。

3 略

(予算)

第15条 会長は、毎会計年度予算を調整し、交通会議の議決を得なければならない。

(決算)

第16条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調整し、監査委員の監査に付さなければならない。

2 会長は、第6条3項の規定により、当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について交通会議の承認を得なければならない。

(報酬及び費用弁償)

第18条 委員は、会議に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、支給しな

ない。

## 2 略

(財産の移管)

第19条 交通会議は、事業費負担金又は補助金を受けて実施する事業（この条において「事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ事業の開始前に鈴鹿市と協議して定めるところにより、事業に要する経費の余剰分を鈴鹿市に移管するものとする。

(報告)

第20条 会長は、次に掲げる書類を鈴鹿市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書の写し
- (2) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、鈴鹿市長に報告が必要と認められるもの

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

い。

## 2 略

(財産の移管)

第19条 交通会議は、事業費負担金又は補助金を受けて実施する事業（以下「事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ事業の開始前に、事業に要する経費について、鈴鹿市と協議して定めるところにより、余剰分を鈴鹿市に移管するものとする。

(報告)

第20条 会長は、次に掲げる書類を鈴鹿市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書の写し。。
- (2) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書の写し。。
- (3) その他報告が必要と認められるもの。

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。